

クリエイティブ・コモンズとは

特定非営利活動法人クリエイティブ・コモンズ・ジャパン理事

生貝直人 ikegai@creativecommons.jp

<http://www.creativecommons.jp/>



Creative Commonsとは？

- 現在の著作権システムは「全ての著作物に一律の保護を与える」システム
 - ネットワーク・CGM時代に適合しているか？
- ↓
- 著作権者自身が、現行著作権法の枠内で「自ら保護のあり方を決定する」柔軟な著作権システム
 - Creative Commons、GPL、自由利用マーク...
 - 自分が作成したコンテンツをもっと自由に利用してほしい、しかし完全に権利は手放したくないという考えに対応



Creative Commonsとは？

- All or Nothing (Public Domain)ではなく、著作者本人の意思に基づいた柔軟な著作権保護を実現することで、「柔軟な文化」の基盤を作る

All Rights Reserved

→Some Rights Reserved

- 2001年にスタンフォード大学教授ローレンス・レッシングらによって提唱
- 日本では2004年から活動開始、2007年にNPO法人化
- 2010年現在、約50の国／地域で採用、1億3000万以上のコンテンツ



Creative Commonsとは？

- 4つの権利コンポーネントの組み合わせによる6種類のライセンス



作り手の
名前を適切に
表示すること
[表示]



作り手の
作品でお金儲け
をしないこと
[非営利]



作り手と同じ
ライセンスで
発表すること
[継承]



作り手の
作品を改造
しないこと
[改変禁止]



Creative Commonsの三層構造①

- 誰もが読んで分かる「証書」



5

Creative Commonsの三層構造②

- 検索エンジンなどが読める「メタデータ」

```
<!-- Creative Commons License -->  
<a rel="license" href="http://creativecommons.org/licenses/by-nd/2.1/jp/">  
  
</a><div class="cc-info">This Work is licensed under a  
<a rel="license" href="http://creativecommons.org/licenses/by-nd/2.1/jp/">  
Creative Commons Attribution-NonCommercial 2.1 Japan License</a>. </div>
```



- 検索 [検索オプション](#) [表示設定](#)
- ウェブ全体から検索
 - 日本語のページを検索
 - 自由に利用または共有できるページのみ検索
 - ウェブ全体から検索



Semantic Web Conference 2010

6

Creative Commonsの三層構造③

- 法律家向け「リーガルコード」



© creative commons
LEGAL CODE
アトリビュション 2.1
(国語)

クリエイティブ・コモンズ及びクリエイティブ・コモンズ・ジャパンは法律事務所ではありません。この利用許諾条項の配布は法的アドバイスその他の法律業務を行うものではありません。クリエイティブ・コモンズ及びクリエイティブ・コモンズ・ジャパンは、この利用許諾の当事者ではなく、ここに提供される情報及び本件条項に関するいかなる保証も行いません。クリエイティブ・コモンズ及びクリエイティブ・コモンズ・ジャパンは、いかなる法令に基づきとも、あなた又はいかなる第三者の損害（この利用許諾に關連する通常損害、特別損害を含みますがこれらに限られません）について責任を負いません。

利用許諾

本作品（下記に定義する）は、このクリエイティブ・コモンズ・パブリック・ライセンス日本語版（以下「この利用許諾」という）の条項の下で提供される。本作品は、著作権法及び/又は他の適用法によって保護される。本作品をこの利用許諾又は著作権法の下で保護された以外の方法で使用することを禁止する。

許諾者は、かかる条項をあなたが承諾することにより、ここに規定される権利をあなたに付与する。本作品に關し、この利用許諾の下で認められるいずれかの利用を行うことにより、あなたは、この利用許諾（条項）に約束されることを承諾し同意したこととなる。

第1条 定義

この利用許諾中の用語を以下のように定義する。その他の用語は、著作権法その他の法令で定める意味を持つものとする。

Semantic Web Conference 2010

a. 「二次的著作物」とは、著作物を翻訳し、翻曲し、若しくは変形し、または併合し、映画化し、その他変換することにより創作した著作物をいう。ただし、編集著作物又はデータベース



なぜCCを使うのか？ —「出し手」の観点から—

- ライセンス条件が理解し易い
- 自分の作品をできるだけ多くの人に見てほしい、使ってほしい
- 自分の作品をリミックスしてほしい
- UGCコミュニティのルールとして簡易・適切である
- 公共的価値の観点からオープンである事が望ましい
- プロモーションとして広く流通させたい
- 新しい情報財ビジネスモデルを開拓したい

なぜ“CCではない”のか？

- 1:「CCとは全く異なった用途のみを許諾したい」
 - 例: 障害者用の点字等のみ改変可能、学校用途のみ利用可能...
- 2:「追加的な条件を指定できない」
 - 例: 日本国民に限って利用可能、低俗な表現に用いてはならない、違法な行為に用いてはならない...
- 3:「あくまで特定のUGCコミュニティ内部のルールであり、他のコミュニティの作品と組み合わせることなどを意識していない」



“それでもなぜ”CCライセンスを用いることが望ましいのか

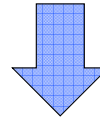
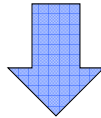
- ライセンスの標準化・相互互換性
 - GPL等ソフトウェア分野と同様に、異なるライセンス(CCとそれ以外のライセンス)の作品同士を組み合わせることはきわめて困難
 - ライセンスは一定の多様性(CCでは現在6種類+)を内包することが望ましいが、過度な多様性は情報の共有と活用の障害になりかねない



CC plus



+



変更や再配布は自由に
していいですが、お金儲けに
使ってはいけません

ただし、特定の条件に従えば、
お金儲けに使ってもよいですよ
(eg:個人サイトであること/
寄付ページへのリンクを貼ること/
1部につき500円支払うこと等)



11

sciencecommons.org

- **Scholar's Copyright Project**
 - 学術誌への投稿につき、著者自身がウェブ公開等を可能であることを確認する契約書を投稿時に添付 (SCはフォーマットを提供)
 - CCライセンス / 著者の利用権を留保 / 出版後6ヶ月 / MIT-NIH準拠の4種類から条件を選択可能
 - 学術出版社がCCライセンスを採用する取り組みも推進。PloSやHindawi他、2008年末までに1000以上の学術誌が導入予定
 - オープンアクセス学術誌のデータベース相互接続
- **Neurocommons**
 - 生命科学分野におけるオープンソースの総合的ナレッジ・マネジメントツール(データ解析、テキストマイニング等)の構築
- **Biological Materials Transfer Project(MTA)**
 - DNAや抗体等生命科学分野に関するマテリアルの、企業や大学間での相互利用を促進するための取り組み
- <http://sciencecommons.jp/>にて日本語化プロジェクト進行中



Semantic Web Conference 2010

12